

豊後大野市総合文化センター
(エイトピアおおの)
指定管理者募集要項

豊後大野市

目 次

| | | |
|--------------------|-------|----|
| 公募の趣旨 | ．．．．． | 2 |
| 1 施設の概要 | ．．．．． | 2 |
| 2 管理運営の基本方針 | ．．．．． | 2 |
| 3 指定期間 | ．．．．． | 3 |
| 4 指定管理者が行う業務の範囲 | ．．．．． | 3 |
| 5 管理の基準 | ．．．．． | 3 |
| 6 指定管理料 | ．．．．． | 4 |
| 7 公募の日程 | ．．．．． | 5 |
| 8 募集要項の公表、公募説明会等 | ．．．．． | 5 |
| 9 応募資格等 | ．．．．． | 6 |
| 10 申請の手続 | ．．．．． | 7 |
| 11 申請に当たっての留意事項 | ．．．．． | 8 |
| 12 指定管理候補者の選定 | ．．．．． | 9 |
| 13 指定管理者の指定及び協定の締結 | ．．．．． | 10 |
| 14 添付書類 | ．．．．． | 11 |
| 15 問い合わせ先 | ．．．．． | 11 |

公募の趣旨

豊後大野市（以下「市」という。）では、豊後大野市総合文化センター（以下「文化センター」という。）の管理運営業務について、利用者のサービスの向上及び効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第294号）第2条の規定に基づき、管理運営を行う法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）を募集します。

なお、本要項は募集に関する基本的な事項を記載しており、業務内容については、別紙「豊後大野市総合文化センター（エイトピアおおの）管理運営業務仕様書」を参照してください。

1 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|-----------------|
| 豊後大野市総合文化センター | 豊後大野市三重町内田878番地 |

(2) 施設の設置目的

文化センターは、「市行政の円滑な推進と住民の芸術文化及び交流の拠点として、文化の創造と振興を図る」ため設置されたものです。

(3) 施設の規模等

| | |
|-----------|---|
| 建 物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、地下1階地上5階 建築面積 5,981㎡ 延床面積 8,041㎡ |
| 敷 地 面 積 | 33,117㎡ |
| 設 置 年 月 日 | 平成10年9月29日 |
| 施 設 の 概 要 | (1) 1 階：事務室、練習室大・小、リハーサル室 楽屋(10室)、シャワー室、小ホール300席 (2) 2 階：会議室(3室)、ギャラリー、和室 大ホール1,001席(車椅子席含む。) (3) 3 階：(大ホール客席) (4) 4・5 階：音響室・照明調整室 (5) 地下1階：電気室、機械室 (6) そ の 他：レストラン、駐車場(370台)、エレベーター(2基) |

2 管理運営の基本方針

- (1) 文化センターの設置目的を効果的に達成することを目指し、関係法令、条例、規則等を遵守し、適切な管理運営に努めてください。
- (2) 公の施設としての役割を十分認識し、サービスの提供に当たっては、公平な扱いを心がけてください。
- (3) 創意工夫により、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービス向上を図るとともに、費用対効果の高い効率的・効果的な施設運営に努めてください。

3 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで（5年間）

なお、指定期間内であっても指定管理を継続することが適切でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 豊後大野市総合文化センター条例（平成17年条例第18号。以下「条例」という。）第3条に規定する事業の実施に関する業務。（レストランの経営を除く。）
- (2) 文化センターを活用した事業の企画及び実施に関する業務。
- (3) 文化センターの施設の利用許可及び利用料金に関する業務。
- (4) 文化センターの施設、設備等の維持管理に関する業務。ただし大規模な修理を除く。
- (5) その他、市長が特に必要と認める業務。

5 管理の基準

(1) 休館日

文化センターの休館日は、条例第4条の規定によるものとします。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、次の休館日を開館日に変更することができます。

- ① 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- ② 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 開館時間

文化センターの開館時間は、条例第5条の規定によるものとします。ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

| 区 分 | 開 館 時 間 |
|-------|--------------------------------------|
| ギャラリー | 午前9時から午後7時まで |
| レストラン | レストラン利用者（レストランの利用許可を受けた者をいう。）と協議した時間 |
| その他 | 午前9時から午後10時まで |

(3) 利用期間

- ① 文化センターの施設及び設備（レストランを除く、以下同じ。）は、ギャラリーにあつては引き続き15日、その他の施設及び設備にあつては引き続き6日を超えて利用できないものとします。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときを除きます。
- ② レストランについては、別途、レストラン利用者と指定管理者が協議した期間とします。

(4) 利用の許可等

指定管理者は、条例及び豊後大野市総合文化センター条例施行規則（平成 17 年規則第 24 号。以下「規則」という。）の定めるところにより、利用の許可又は不許可及び利用の取り消し等を行います。

(5) 個人情報の保護

業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱わなければなりません。

(6) 守秘義務

業務に関し知り得た内容を外部に漏らしたり、他の目的に使用することはできません。また、指定管理期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同様の義務を負わせなければなりません。

6 指定管理料

(1) 利用料金に関する事項

- ① 利用料金については豊後大野市が条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、指定管理者が定めることができます。
- ② 条例第 14 条の規定により、利用料を減免することができます。
- ③ 既に支払われた利用料金は還付しません。ただし、指定管理者は、規則第 9 条の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができます。

(2) 管理運営経費

施設の管理については、施設の管理運営経費見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額を指定管理料の基準額とします。

指定管理者制度においては、選定された指定管理者が提示した指定管理料の額を上限として支払います。指定管理料、支払時期、方法等は、豊後大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。

豊後大野市総合文化センターの管理事業に係る基準額については、以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準額以内で事業計画、収支予算を策定してください。

(単位：千円)

| | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 管理運営経費見込額 | 100,753 | 101,378 | 101,378 | 101,378 | 101,378 |
| 利用料金等収入見込額 | 23,246 | 23,313 | 23,313 | 23,313 | 23,313 |
| 基準額 | 77,507 | 78,065 | 78,065 | 78,065 | 78,065 |

- ① 年度ごとの基準額は消費税及び地方消費税(平成 31 年 10 月以降 10%)を含んだ額です。
- ② 平成 31 年 10 月以降の消費税が、10%に引き上げられない場合又は引き上げが延期された場合は、指定管理料の引き上げ分を減額するものとします。
- ③ 基準額を超えた指定管理料に基づいた申請があった場合は、失格とします。

7 公募の日程

| 内 要 | 期 日 |
|-----------------|----------------------------------|
| 募集要項の公表 | 平成30年10月9日(火)～ 平成30年11月9日(金) |
| 公募説明会参加申込書の受付 | 平成30年10月19日(金)まで |
| 公募説明会 | 平成30年10月23日(火) |
| 質問書の受付期間 | 平成30年10月9日(火)～ 平成30年10月26日(金) |
| 質問書への回答期限 | 平成30年10月31日(水)(予定) |
| 申請書の受付 | 平成30年10月31日(水)～ 平成30年11月9日(金) |
| 書面審査 | 平成30年11月(予定) |
| 面接審査 | 平成30年11月(予定) |
| 指定管理候補者の選定 | 平成30年12月(予定) |
| 市と指定管理候補者との協議 | 平成31年1～3月(予定) |
| 市議会による指定決議 | 平成31年3月(予定) |
| 協定の締結 | 平成31年3月(予定) |
| 指定管理者による管理運営の開始 | 平成31年4月1日(予定) |

8 募集要項の公表、公募説明会等

(1) 募集要項の公表

- ① 期間 平成30年10月9日(火)～11月9日(金)
- ② 方法 豊後大野市ホームページ (<http://www.bungo-ohno.jp/>) において募集要項等を掲載します。(印刷物での配布は行わず、ホームページでの公開のみとなります。)

(4) 公募説明会

- ① 日 時 平成30年10月23日(火) 午後2時から2時間程度とします。
- ② 場 所 豊後大野市総合文化センター2階 第1会議室
- ③ 内 容 ①募集要項及び仕様書の説明
②施設見学
- ④ 申込方法 公募説明会参加申込書(様式第8号)を、平成30年10月19日(金)までにFAX又はE-mailで提出してください。
担当部署 豊後大野市まちづくり推進課文化芸術振興係
電 話 0974-22-1001 FAX 0974-22-3361
E-mail d102020@city.bungoono.lg.jp

- ⑤ その他 申請予定団体は、必ず公募説明会にご参加ください。参加していない団体からの申請は受け付けません。参加人数は、各団体2名までとします。
- なお、必要書類（募集要項、仕様書等）は、参加団体が事前に用意し当日持参してください。

(3) 公募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問は、次のとおり受付け、回答します。

- ① 受付期間 平成30年10月9日（火）～10月26日（金）午後5時まで
- ② 受付方法 質問事項は、質問票（様式第9号）によりFAX又はE-mailで豊後大野市まちづくり推進課文化芸術振興係へ提出してください。
- ③ 回答方法 質問事項に対する第1回目の回答は、現地説明会で行います。現地説明会以降の回答は、質問受付期間終了後にFAX又はE-mailで現地説明会参加団体に送付します。

9 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の①から⑥までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がある等、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- ④ 国税、都道府県税、市町村税等を滞納していないこと。
- ⑤ 豊後大野市から指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。

(2) 共同事業体による応募

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ① 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、あらかじめ定めた代表団体がその手続を行うものとする。
- ② 単独で応募した団体は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に、新たに応募することができる。
- ③ 応募する団体に必要な資格要件は、原則として共同事業体の代表団体及び全ての構成団

体に適用する。

10 申請の手続

(1) 提出書類

申請を希望する団体は、下記に掲げる書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（5年間）（様式第3号）
- ④ 共同事業体で申請する場合
 - ア 共同事業体構成員届（様式第4号）
 - イ 共同事業体協定書（様式任意）
 - ウ 共同事業体委任状（様式第5号）
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑥ 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- ⑦ 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- ⑧ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他当該団体の業務内容を明らかにする書類
- ⑨ 申請の日の属する事業年度若しくは、翌事業年度の当該団体の収支予算書又はこれらに相当する書類
- ⑩ 納税義務がある団体にあつては、納税証明書
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 市税（市税が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税を含む。）について未納がないことの証明書
- ⑪ 応募資格にかかる誓約書（様式第6号）
- ⑫ 団体の概要を記載した書類（様式第7号）
- ⑬ 提出書類のうち該当がないものについての「申立書」（様式第10号）

（共同団体で申請する場合）

上記①～④以外は構成団体ごとに提出してください。

(2) 提出部数

11部（正本1部及び副本10部 副本は複写可）とします。

(3) 受付期間

平成30年10月31日（水）から11月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までとします。

ただし、平成30年11月3日（土）～4日（日）は除きます。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）で提出してください。

※選定結果通知書を送付するため、送付先を明記し、簡易書留郵便相当の切手 430 円を貼付した角型 2 号封筒を 1 部提出してください。

(5) 提出先

住 所 〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地

豊後大野市まちづくり推進課文化芸術振興係

電 話 0974-22-1001 F A X 0974-22-3361

1 1 申請にあたっての留意事項

(1) 複数の申請の禁止

1 応募者につき 1 申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

(2) 接触の禁止

申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(3) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事実が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市長が判断した場合は、変更を可能とすることがあります。

(4) 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合、当該申請は無効とします。

(5) 応募の辞退

申請書類の提出後に応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式第 1 1 号）を提出してください。

(6) 申請書類の取扱い

① 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

② 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表や市議会における指定議案の審議等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

③ 提出された書類の内容を変更し、又は追加することはできません。

(7) 目的外使用の禁止

指定管理者の募集で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他の目的への使用を禁止します。

(8) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請団体の負担とします。

1.2 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するため、豊後大野市指定管理者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会の委員は、審査基準に基づいて審査を行い、審査した評価点数の合計点が最も高い者を指定管理候補者として選定し、この結果をもとに、最終的に市長が指定管理候補者を選定します。

(2) 審査基準

審査基準は、豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条各号に定める以下のとおりとします。

なお、審査項目の詳細は、「選定基準表」のとおりです。

- ① 利用者の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、当該公の施設の適切な管理運営を図ることができるものであること、並びに経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う能力を有する団体であること。
- ④ その他市長が公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして別に定める基準。

(3) 書面審査及び面接審査

- ① 担当課による受付審査、資格審査を行った後、選定委員会において書面審査及び面接審査を行います。
- ② 面接審査は、一定時間内でのプレゼンテーションに続いて申請書類等に対する質疑応答を行います。面接審査の日時、場所等については、当該該当者に対して書面で通知します。
- ④ 面接審査の出席者は3名以内とし、原則として代表者及びその社員（任意団体に当たっては構成員）に限ります。

※プレゼンテーション時は、パソコン、プロジェクター、スクリーン等機材の使用はできません。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果の通知は、市が指定管理候補者を選定した時点で行うものとし、市が選定した指定管理候補者名を当該申請者全員に書面で通知するとともに豊後大野市ホームページに公表します。

なお、選定結果に関する電話などによる問い合わせ、異議申し立て等は一切受け付けません。

(5) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ① 選定委員等に個別に接触した場合
- ② 指定管理者の候補者の選定が終了するまでの間に、他の申請者と申請の内容又は、その意志について相談を行った場合

- ③ 指定管理者の候補者の選定が終了するまでの間に、他の申請者に対して申請の内容を意図的に開示した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

1.3 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を豊後大野市議会に諮り、議決後に指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と文化センターの管理運営業務に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの指定管理料等を定めた「年度協定」を締結します。

なお、事業計画書において提案された内容の実施の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとします。

- ① 協定の目的
- ② 指定期間
- ③ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ④ 業務の実施に関する事項
- ⑤ 物品の管理等に関する事項
- ⑥ 業務実施に係る確認事項
- ⑦ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ⑧ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑨ 指定期間満了に関する事項
- ⑩ 指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事項
- ⑪ その他管理運営業務の実施に当たって必要な事項

(3) 留意事項

① 指定の取消し

市が、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

② 管理運営業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難となった場合は、市はその指定を取り消すことができるものとします。この場合において、指定管理者は市に生じた損害について賠償するものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市はその指定を取り消すことができるものとします。

1 4 添付書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 共同事業体構成員届（様式第4号）
- (5) 共同事業体委任状（様式第5号）
- (6) 応募資格にかかる誓約書（様式第6号）
- (7) 団体の概要を記載した書類（様式第7号）
- (8) 指定管理者公募説明会参加申込書（様式第8号）
- (9) 指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第9号）
- (10) 申立書（様式第10号）
- (11) 辞退届（様式第11号）
- (12) 選定基準表
- (13) 施設管理業務等仕様書
- (14) 受託事業仕様書
- (15) 事業実績に関する資料

※(13)~(15)については、説明会にて配布します。

1 5 問い合わせ先

担当部署 豊後大野市まちづくり推進課文化芸術振興係

電 話 0974-22-1001 F A X 0974-22-3361

E-mail d102020@city.bungoono.lg.jp